

令和8年第2回
曾於市農業委員会總會議事録

令和8年2月19日
曾於市農業委員会

第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年2月19日（木） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	〇〇〇〇〇	2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇

4 欠席委員

5 議事録署名委員 8番 〇〇〇〇〇、10番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和8年2月19日（木） 午前10時10分

令和8年第2回曾於市農業委員会総会日程

令和8年2月19日（木）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第9号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 農用地等のあっせんについて

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年5月1日始期分）

(2) 報告

報告第2号 合意解約等の報告

4 その他

令和8年第2回曾於市農業委員会総会

令和8年2月19日（木） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。1月、2月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、〇〇〇〇〇委員から少し遅れる旨の連絡を受けております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和8年第2回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。8番〇〇〇〇〇委員、10番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉20号について、2月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は受人のおぼです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉21号について、2月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

末吉22号について、2月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人はいとこです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉23号について、2月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は知人です。10数年前に購入済みでしたが、手続きが終了していなかったため、今回贈与という形をとったということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉24号について、2月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

末吉25号について、2月17日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

末吉26号は、調査員が遅れていますので、飛ばしていきたくと思います。

○2番委員 (○○○○○)

大隅27号について、2月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

大隅28号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

大隅29号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。新規就農ですが、農業機械等は、父親が牛を養っていますので、トラクター、堆肥散布機等は借りて農作業をする予定です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアン等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅30号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、営農に対する意欲もあり、健康で特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅31号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアン等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○6委員 (○○○○○)

財部32号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は姉弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○8委員 (○○○○○)

財部33号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。調査時にいろいろと質問等したんですけど、なかなか、かみ合っ
てなかったり、また、ほかに、ここの土地に関する相談が以前あったと。いろいろと若干、問題があるような感じに見受けられますので、この後協議会に切り替えていただいて、皆さんの意見を聞きたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今、財部33号についての協議会をとということで調査員から報告がありましたので、協議会の方に入りたいと思ひます。

(協議会：午前9時20分)

(再開：午前9時25分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。財部33号は、保留とすることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

ほかの案件について、質疑・意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

末吉20、21号について伺います。イタリアンを作付けするということでしたが、あとはどうされるのか伺います。それと、大隅27号、経営面積はゼロですが、経営拡張というのが当てはまるのか

どうか伺います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員お願いします。

○9番委員（○○○○○）

近くにですね、牛を養っている○○○○○さんという胡摩の方がいらっしゃいまして、そちらの方に納入するということです。

○5番委員（○○○○○）

イタリアンは販売ですか、贈与ですか。

○9番委員（○○○○○）

イタリアンは、多分、贈与だと思います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

大隅27号についてですが、○○○○○さんの経営面積は、ゼロになっていますが、○○○○○さんの農地台帳には畑と田んぼがあって、現況が山林原野になってまして、非農地通知が全部出ています。ただ、お父さん名義の田んぼと畑がありまして、この田んぼと畑を現在、相続の手続きをしているので、そちらの方を今でも経営というか、お父さんが亡くなってから作っていたということに経営拡張ということになります。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

今、手続き中ですね。

○2番委員（○○○○○）

今、相続は手続き中です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請については、末吉26号及び財部33号を除いて、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第10号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○9番委員（○○○○○）

末吉3号について、2月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、白毛自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑と山林、南が道路を挟んで畑、北が山林です。目的実現の確実性は、申請地を編入後、畑かん事業を導入するもので確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、全部を農地として利用するもので、ユズが作付けされており適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地の農用地区域内農地への編入は、特に問題ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉4号について、2月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、太陽光発電設備を設置する具体的計画があり、実現確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、太陽光発電設備を設置する面積995㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然浸透とし、隣地への流出を避けるための土畦畔を設置するもので適当と思われます。被害防除は特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電設備を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。
(○○○○○委員入室：午前9時30分)

○推進委員（○○○○○）

末吉5号について、2月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、原口東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に農家住宅、農業用倉庫が整備されています。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、農業用倉庫を整備する面積678.08㎡のうち今回の申請面積278㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅、農業用倉庫を整備しており、農地への復元は困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅6号について、2月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、梶ヶ野自治会内の非農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、既にブロック塀が設置されています。位置は非農地に該当します。計画面積として、ブロック塀を設置する面積35㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、非農地に該当し、既にブロック塀を整備しており、農地への復元は困難であることから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉4号について伺います。宅地と宅地に囲まれた場所ですけど、ちなみに価格はいくらだったか、良かったら教えてください。

○事務局（○○○○○係長）

今回、農振除外の申請ということで農地価格が申請書等には書いておりませんでした。改めて5条が出てくると思いますので、その際に確認になると思います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長（○○○○○会長）

議案第10号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請について、末吉26号を議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉26号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。令和7年8月27日に認定新規就農者に認定されて、青年等就農計画も作成されています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には牧草を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請について、末吉26号は、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。これにより、議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請については、財部33号を除いて、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第11号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉4号について、2月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は原口東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東、西側、南側に農地がありますが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われまます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、平成10年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。農家住宅、農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は、著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第11号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第12号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉9及び10は、私と〇〇〇〇〇推進委員。末吉11は、8番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉12から14までは、9番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉15及び16は、10番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。末吉17及び18は、15番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅19は、2番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅20は、13番〇〇〇〇〇委

員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅21は、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部22から24までは、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部25は、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉120は、継続をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉121も継続をお願いします。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

末吉122は、打切りをお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉123、124は、継続をお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

大隅125、126も継続をお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅127、128、131も継続をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部132も継続をお願いします。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部136、137は、打切りをお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉138は、継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉139、140、141も継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉142も継続をお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅143は、不耕作地でありまして、ちょっと見込めませんので打切りをお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

大隅144は、継続をお願いします。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

財部145は、打切りをお願いします。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部147は、継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉1、2も継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉3、4、5、6も継続をお願いします。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部7、8も継続をお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

大変御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第13号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年5月1日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第13号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書の16ページから25ページまでになります。16ページから23ページまでが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式88件で162筆、

そのうち、2件の2筆が議事参与の制限に該当するものとなります。そして、24ページが農地中間管理機構貸付けの受け手変更4件で6筆、別紙配布の25ページが令和8年5月1日始期分の集計表となりますので、よろしくをお願いします。

○議長（○○○○○会長）

本件については、議事参与の制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式87及び88を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と農地中間管理機構貸付けの受け手変更について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第13号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年5月1日始期分は、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、87及び88を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第13号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年5月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式87及び88は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第2号合意解約等の報告については、議案書の26ページから31ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○8番委員（○○○○○）

農地中間管理事業に係る物納による年間賃料の現金換算額について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありますか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

それでは、私の方からになりますが、4月の職員の人事異動につきまして、事務局職員が対象となった場合は、3月総会で承認をいただくことになりますが、これに関する事前協議等は、私に一

任させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

それでは、3月総会の議案となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

2月、3月の行事予定について

○事務局 (○○○○○次長)

活動日誌の提出について

○事務局 (○○○○○係長)

令和8年度特別調査委員現地調査及び農地法等関係処理日程表について

○農政課 (○○○○○)

農地中間管理事業に係る令和8年度スケジュールについて

○事務局 (○○○○○)

農地売買等事業実施に係る改定内容について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和8年第2回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和8年2月19日(木) 午前10時10分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員